

# 陳情処理状況報告書

- . - . - 陳 情 - . - . -

○経営企画委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名                                  | 提 出 者     | 要 旨   |
|----------|------------|--------------------------------------|-----------|---|
| 21       | 7. 5. 23   | 行政不服審査<br>審査手続きの<br>進行方法改善<br>に関する陳情 | 富山市<br>個人 | <p>当方は、現在富山県への行政不服審査法に基づく審査請求「児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求」における審査請求人であり、現在も審理が係属中です。</p> <p>また、現行審査請求に先立ち「児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求令和5年こ家第766号」（先行審査請求）がとり行われ、その裁決において当該処分が一度取り消されましたが、再度同じ処分が処分庁から下されました。</p> <p>先行審査請求の審理過程において、審査庁であることも未来課の不服審査の進め方や事務運用に不適切な点がありました。</p> <p>1つ目は、審査請求人に対して与えられることになっている反論の機会がないまま審理が終結した点です。</p> <p>2つ目は、審査庁から、諮問の旨の通知、審理員意見書の送付のないまま、裁決書が送られてきた点です。</p> <p>これは「行政不服審査法第43条3項」に定められた手順を経っていないだけでなく、審理員が結論ありきでガイドラインを無視したと明らかに判断できます。公平中立に審理を進めていない疑義があり、国民の権利利益の救済のための行政不服審査法が軽視されています。この件に限らず、このような体制が放置され続けると、訴訟に発展する重大な要因になりかねません。これら一連の経緯は、令和7年1月22日に富山県経営管理部総務課にも報告しているところです。</p> <p>そこで今後の富山県における審理の進め方全般について、以下の改善方法を提案いたします。</p> <p>陳情の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査庁は、審理員を2名以上指名する。</li> <li>2. 行政不服審査法1条にある国民の権利利益の救済を目的として審理す</li> </ol> |

-----

# 陳

# 情

-----

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年 月 日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨   |
|----------|--------------|-----|-------|---|
|          |              |     |       | <p>る。<br/>3. 審理関係人は相互に協力し、公正中立な論点に基づいて問題解決に努める。</p> |

## ○経営企画委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名                                | 提 出 者     | 要 旨   |
|----------|------------|------------------------------------|-----------|---|
| 27-1     | 7.6.11     | 学校園における新型コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情 | 富山市<br>個人 | <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2020年の流行開始から現在に至るまで完全な終息には至っておらず、特にオミクロン株以降の反復感染や、子どもにおける長期的後遺症（いわゆる「Long COVID」）の懸念が報告されています。小児・児童・生徒の健康への影響は決して軽視できず、学校や保育所など、子どもたちが長時間集団で生活する空間は、感染症の集団発生が起りやすい高リスク環境であることが、これまでの事例からも明らかです。</p> <p>このような状況下で、学校園における感染症対策の強化および常設化は、子どもたちの健康を守ると同時に、家庭や地域社会全体の安全確保にも資するものであり、喫緊の課題です。とりわけ、感染経路を遮断するためのマスク着用、室内空気の清浄化、適切な換気の確保、そしてワクチン接種環境の整備は、国際的にも有効性が認められている基本的な対策です。</p> <p>これらを踏まえ、下記の施策を速やかに制度化・実施されるよう強く求めます。</p> <p>1-1. 学校園におけるマスク着用の推奨および教職員の着用義務化</p> <p>文部科学省は「マスクの着用を求めないことを基本とする」とする通知（令和5年3月13日からのマスク着用の考え方）を发出していますが、これはマスクの着用を禁止するものではありません。しかし一部の教育・保育現場では、「いかなる場合も着用を認めない」「着用している児童に外させる」といった誤った運用が行われ、基本的な感染対策が損なわれている実態があります。</p> <p>小児・児童・生徒については、年齢や健康状態に応じて無理のない範囲でマスク着用を推奨するにとどめつつ、接触機会の多い教職員にはマスク着用を義務付けることが、感染の広がり起点となる可能性を抑える合理的な措置です。ま</p> |

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨  |
|----------|------------|-----|-------|--|
|          |            |     |       | <p>た、経済的理由により感染対策が十分に行えない家庭が生じないように、自治体によるマスクの無償配布を実施することを併せて求めます。</p> <p>2-1. 空気清浄機の設置と継続的な維持管理の実施<br/>           教室および共有スペース（職員室・保健室・食堂など）に空気清浄機を常設し、定期的なフィルター交換やメンテナンスを行うことを制度化してください。エアロゾル感染が主要な感染経路の一つであることはすでに科学的に示されており、清浄化装置の設置はインフルエンザやRSウイルス等、他の飛沫感染症対策としても有効です。</p> <p>3-1. 定期的な換気と服装規定の柔軟化<br/>           室内換気の徹底は感染拡大防止において最も重要な基本対策の一つです。教室内では、季節を問わず定期的な窓開け換気や換気設備の活用を義務づけるとともに、冬季の冷気による体調不良を防ぐため、従来 of 制服や服装規定を見直し、防寒着の着用を柔軟に認めることを求めます。</p> |

※項目 1～3 は教育警務委員会にも分割付託しており、枝番を付している。

※項目 4 は、厚生環境委員会に分割付託している。

○経営企画委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名                        | 提 出 者                  | 要 旨  |
|----------|------------|----------------------------|------------------------|--|
| 30-1     | 7. 6. 17   | 杜撰68号 県民会館前バス乗降者の危険に係る陳情書再 | 富山市八尾町黒田544-2<br>松永 定夫 | <p>陳情の趣旨</p> <p>県庁に隣接している県民会館前バス停留所が県庁駐車場及び県民会館の駐車場の満車状態が生じた場合には恒常的に渋滞車両の影響でバスが1車線に停車出来ない為、やむを得ずに2車線に停車を行い、乗客の乗降に危険が今もって、生じることが容易に推察出来る事柄です。私も昨今、同渋滞車両の1台の車両に成り、3分程度、1車線へのバスの停車を妨げた。</p> <p>県民に係る交通安全確保が緊急の課題です。</p> <p>陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一昨年の2月の定例県議会陳情でも陳情理由に「富山中央警察署交通課長は、富山市から車両の渋滞に係る対応要請が無い。及び110番通報については対応する。と答えています。」などと警鐘したところ、今般、再び市役所とは対向車線で同じ様な事態が発生することは想定出来ることである。</li> <li>2. 昨今、県広報課（県民の声窓口）へ同上予見できる事故の未然防止の為、当該担者の県民会館及び県管財課の職員を複数回呼び、指摘してきたところである。</li> <li>3. 県知事政策局新任広報課長、財産管理室室長、県民会館事務局次長並びに富山県警察交通部長、首席参事官、参事官、規制課長など交通安全に係る重責を担って頂かねばならない本年度要職の新任の管理者においては、縦割り行政の弊害から脱して、県民の交通安全配慮義務について積極的に関与する様お願いいたします。</li> </ol> <p>これによって、日本国憲法第15条第2項「すべての公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」を履行頂けるものと確言いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 歴代の県知事はそろって県民の安心、安全を歌い文句にしているところ、当該関係者らは自らに職責が無い</li> </ol> |



- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名            | 提 出 者                          | 要 旨   |
|----------|------------|----------------|--------------------------------|---|
| 31-1     | 7. 6. 17   | 杜撰69号 県情報公開の危機 | 富山市八尾町<br>黒田544-2<br><br>松永 定夫 | <p>陳情の趣旨<br/>           県情報公開条例施行規則に反した行政運用が行われていること、「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であること」が阻害されている。</p> <p>陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本年度に入り、県情報公開室が公文書開示請求を受け取った内、8件の請求分が、富山県公安委員会及び富山県警察本部長宛て部署に届いていなかった。更には申請者への開示通知期限が過ぎ去っている故に、県警察情報公開室は、当該公文書開示請求書を受け取ることが出来ない結果から、再び同申請者は県警察に再請求を行った。また、同様に県教育委員会への公文書開示請求についても4月30日付けで請求したものが6月10日に成っても届いていない等失態が多発した。</li> <li>2. 同上公文書開示請求の中には、給特法改定に係る国会質疑内容と実際の教員超過勤務実態について緊急に閲覧を要する内容であり、知る権利の妨げとなった。</li> <li>3. 以上のことから、富山県警察本部捜査2課は、県民からの告訴事実である、「富山県知事部局や県教育委員会他、県公安委員会、県警察などへの公文書公開請求に係るその閲覧委において、著しい遅延が生じて、県民の権利の行使を妨害された事実。」を以て告訴状を受理しました。</li> </ol> <p>陳情の要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県情報公開条例の根幹である、「第1章総則（目的）第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政についての県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報公開の総合的な推進</li> </ol> |

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年 月 日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨  |
|----------|--------------|-----|-------|--|
|          |              |     |       | <p>を図り、もって県民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進することを目的とする。」を再度、県職員に周知指導することを求める。</p> <p>これによって、日本国憲法第15条第2項「すべての公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」を履行頂けるものと確言いたします。</p> |

※要旨 2 は議会運営委員会に分割付託している。

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名  | 提 出 者   | 要 旨   |
|----------|------------|--|---|---|
| 32-1     | 7. 6. 18   | 県内どこに住<br>んでいても、<br>学習の機会が<br>保障されるよ<br>う、来年度の<br>県立高校募集<br>定員を減らさ<br>ないことを求<br>める陳情 | 富山市千歳町1-<br>2-3<br>富山県高等学校<br>教職員組合<br>執行委員長<br>中山 洋一 | <p>陳情の趣旨</p> <p>県教育委員会は県立高校全日制の募集定員について、今年度82名の減を学級減ではなく、普通科を含む6校（富山西、八尾、中央農業、伏木、南砺福野、砺波工業）の学級定員の減と南砺平高校の全国募集枠6名の新設で対応しました。教員配置の充実を求めた私たちの請願が12月県議会において全会一致で採択されたことが力強い後押しになり、教員定数について法定数の減少を補う16名分が県単独措置されました。国の教育政策が一層充実するよう様々な方面からの働きかけを続けるとともに、当面、県の努力で子どもたちに豊かな教育条件を保障していく施策が必要となっています。</p> <p>今年度末の中学校卒業予定者数は、前年度比402名減の8,107名です。その内訳は、新川学区が1,472名（前年度比172名減）、富山学区が3,392名（122名減）、高岡学区が2,245名（162名減）、砺波学区が998名（54名増）です。公私比率は廃止されましたが、昨年同様の県立高校全日制の募集率70.8%をこれに掛ければ、来年度募集定員の目安は、新川1,042名、富山2,402名、高岡1,589名、砺波707名となり、現高校1年生との募集定員増減の目安は、新川63名減、富山101名減、高岡121名減、砺波1名増の全体で284名減となります。この生徒数の減少に対して、県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、来年度の県立高校募集定員をできるかぎり減らさない対応が必要です。昨年度から踏み出された少人数学級の歩みを着実にすすめていただきたく、下記の事項を陳情します。</p> <p>陳情の項目</p> <p>7-1. 公私比率が廃止されたもと、私立高校の募集定員の設定と実際の運用が適正なものとなるよう（入学者数が募集定員を大幅に上回ることがないよう）、県が責任をもって監督すること。</p> |

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年 月 日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨   |
|----------|--------------|-----|-------|---|
|          |              |     |       | 8-1. 公立高等学校連絡会議の不透明な運営は県民に説明のつかないものであるから、会議を存続させる場合は、必ず公開とすること。 |

※項目 1～6 は、教育警務委員会に分割付託している。

※項目 7、8 は教育警務委員会にも分割付託しており、枝番を付している。

○教育警務委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名                                       | 提 出 者             | 要 旨   |
|----------|------------|---|-------------------|---|
| 27-2     | 7. 6. 11   | <p>学校園における新型コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情</p> | <p>富山市<br/>個人</p> | <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2020年の流行開始から現在に至るまで完全な終息には至っておらず、特にオミクロン株以降の反復感染や、子どもにおける長期的後遺症（いわゆる「Long COVID」）の懸念が報告されています。小児・児童・生徒の健康への影響は決して軽視できず、学校や保育所など、子どもたちが長時間集団で生活する空間は、感染症の集団発生が起りやすい高リスク環境であることが、これまでの事例からも明らかです。</p> <p>このような状況下で、学校園における感染症対策の強化および常設化は、子どもたちの健康を守ると同時に、家庭や地域社会全体の安全確保にも資するものであり、喫緊の課題です。とりわけ、感染経路を遮断するためのマスク着用、室内空気の清浄化、適切な換気の確保、そしてワクチン接種環境の整備は、国際的にも有効性が認められている基本的な対策です。</p> <p>これらを踏まえ、下記の施策を速やかに制度化・実施されるよう強く求めます。</p> <p>1-2. 学校園におけるマスク着用の推奨および教職員の着用義務化</p> <p>文部科学省は「マスクの着用を求めないことを基本とする」とする通知（令和5年3月13日からのマスク着用の考え方）を发出していますが、これはマスクの着用を禁止するものではありません。しかし一部の教育・保育現場では、「いかなる場合も着用を認めない」「着用している児童に外させる」といった誤った運用が行われ、基本的な感染対策が損なわれている実態があります。</p> <p>小児・児童・生徒については、年齢や健康状態に応じて無理のない範囲でマスク着用を推奨するにとどめつつ、接触機会の多い教職員にはマスク着用を義務付けることが、感染の広がり起点となる可能性を抑える合理的な措置です。ま</p> |

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨  |
|----------|------------|-----|-------|--|
|          |            |     |       | <p>た、経済的理由により感染対策が十分に行えない家庭が生じないように、自治体によるマスクの無償配布を実施することを併せて求めます。</p> <p>2-2. 空気清浄機の設置と継続的な維持管理の実施</p> <p>教室および共有スペース（職員室・保健室・食堂など）に空気清浄機を常設し、定期的なフィルター交換やメンテナンスを行うことを制度化してください。エアロゾル感染が主要な感染経路の一つであることはすでに科学的に示されており、清浄化装置の設置はインフルエンザやRSウイルス等、他の飛沫感染症対策としても有効です。</p> <p>3-2. 定期的な換気と服装規定の柔軟化</p> <p>室内換気の徹底は感染拡大防止において最も重要な基本対策の一つです。教室内では、季節を問わず定期的な窓開け換気や換気設備の活用を義務づけるとともに、冬季の冷気による体調不良を防ぐため、従来 of 制服や服装規定を見直し、防寒着の着用を柔軟に認めることを求めます。</p> |

※項目 1～3 は経営企画委員会にも分割付託しており、枝番を付している。

※項目 4 は、厚生環境委員会に分割付託している。

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○教育警務委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名  | 提 出 者                      | 要 旨  |
|----------|------------|--|----------------------------|--|
| 30-2     | 7. 6. 17   | 杜撰68号 県<br>民会館前バス<br>乗降者の危険<br>に係る陳情書<br>再 | 富山市八尾町<br>黒田544-2<br>松永 定夫 | <p>陳情の趣旨</p> <p>県庁に隣接している県民会館前バス停箇所が県庁駐車場及び県民会館の駐車場の満車状態が生じた場合には恒常的に渋滞車両の影響でバスが1車線に停車出来ない為、やむを得ずに2車線に停車を行い、乗客の乗降に危険が今もって、生じることが容易に推察出来る事柄です。私も昨今、同渋滞車両の1台の車両に成り、3分程度、1車線へのバスの停車を妨げた。</p> <p>県民に係る交通安全確保が緊急の課題です。</p> <p>陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一昨年の2月の定例県議会陳情でも陳情理由に「富山中央警察署交通課長は、富山市から車両の渋滞に係る対応要請が無い。及び110番通報については対応する。と答えています。」などと警鐘したところ、今般、再び市役所とは対向車線で同じ様な事態が発生することは想定出来ることである。</li> <li>2. 昨今、県広報課（県民の声窓口）へ同上予見できる事故の未然防止の為、当該担者の県民会館及び県管財課の職員を複数回呼び、指摘してきたところである。</li> <li>3. 県知事政策局新任広報課長、財産管理室室長、県民会館事務局次長並びに富山県警察交通部長、首席参事官、参事官、規制課長など交通安全に係る重責を担って頂かねばならない本年度要職の新任の管理者においては、縦割り行政の弊害から脱して、県民の交通安全配慮義務について積極的に関与する様お願いいたします。</li> </ol> <p>これによって、日本国憲法第15条第2項「すべての公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」を履行頂けるものと確言いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 歴代の県知事はそろって県民の安心、安全を歌い文句にしているところ、当該関係者らは自らに職責が無い</li> </ol> |



- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○教育警務委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名  | 提 出 者   | 要 旨   |
|----------|------------|--|---|---|
| 32-2     | 7. 6. 18   | 県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、来年度の県立高校募集定員を減らさないことを求める陳情 | 富山市千歳町1-2-3<br>富山県高等学校教職員組合<br>執行委員長<br>中山 洋一 | <p>陳情の趣旨</p> <p>県教育委員会は県立高校全日制の募集定員について、今年度82名の減を学級減ではなく、普通科を含む6校（富山西、八尾、中央農業、伏木、南砺福野、砺波工業）の学級定員の減と南砺平高校の全国募集枠6名の新設で対応しました。教員配置の充実を求めた私たちの請願が12月県議会において全会一致で採択されたことが力強い後押しになり、教員定数について法定数の減少を補う16名分が県単独措置されました。国の教育政策が一層充実するよう様々な方面からの働きかけを続けるとともに、当面、県の努力で子どもたちに豊かな教育条件を保障していく施策が必要となっています。</p> <p>今年度末の中学校卒業予定者数は、前年度比402名減の8,107名です。その内訳は、新川学区が1,472名（前年度比172名減）、富山学区が3,392名（122名減）、高岡学区が2,245名（162名減）、砺波学区が998名（54名増）です。公私比率は廃止されましたが、昨年同様の県立高校全日制の募集率70.8%をこれに掛ければ、来年度募集定員の目安は、新川1,042名、富山2,402名、高岡1,589名、砺波707名となり、現高校1年生との募集定員増減の目安は、新川63名減、富山101名減、高岡121名減、砺波1名増の全体で284名減となります。この生徒数の減少に対して、県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、来年度の県立高校募集定員をできるかぎり減らさない対応が必要です。昨年度から踏み出された少人数学級の歩みを着実にすすめていただきたく、下記の事項を陳情します。</p> <p>陳情の項目</p> <p>1. 県内どこに住んでいても学習の機会が保障されるようにするため、募集率を引き上げて、来年度の県立高校募集定員を減らさないこと。特に、学区内の中学卒業生が昨年度59名増えたにもかかわらず、今年度の募集生徒数が1名</p> |

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨  |
|----------|------------|-----|-------|--|
|          |            |     |       | <p>も増やされなかったために募集率が引き下げられた新川学区に配慮すること。</p> <p>2. 募集定員をやむを得ず減らす場合は、学級減ではなく学級定員減で対応すること。</p> <p>3. 昨年度、今年度と拡充してきた普通科を含む少人数学級、従来実施している少人数学級を決して後退させず、拡充すること。</p> <p>4. 現在、県内中学卒業生のための募集定員数（6,024名分）の内数で設定されている南砺平高校の生徒全国募集6名の定員枠を、県内生徒の学習権を保障するため、募集率によって算定された県全体の募集定員数の外数にすること。</p> <p>5. 学区間の募集率の著しい不均衡を速やかに是正すること。（最高の砺波学区74.8%と最低の新川学区の67.2%の格差は7.6ポイントに及ぶ。）</p> <p>6. 学区間の普通科割合の著しい不均衡を速やかに是正すること。（最高の砺波学区68.8%と最低の高岡学区59.6%の格差は9.2ポイントに及ぶ。）</p> <p>7-2. 公私比率が廃止されたもと、私立高校の募集定員の設定と実際の運用が適正なものとなるよう（入学者数が募集定員を大幅に上回ることがないよう）、県が責任をもって監督すること。</p> <p>8-2. 公私立高等学校連絡会議の不透明な運営は県民に説明のつかないものであるから、会議を存続させる場合は、必ず公開とすること。</p> |

※項目7、8は経営企画委員会にも分割付託しており、枝番を付している。

○厚生環境委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名 | 提 出 者             | 要 旨  |
|----------|------------|-----|-------------------|--|
| 20-1     | 7. 5. 20   | 陳情書 | 東京都<br>八王子市<br>団体 | <p>電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求めます。</p> <p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>スマートフォンが普及し、今から15年前に国会でも質問された電磁波の人体への悪影響、電磁波過敏症に関して一向に法整備なく対策もせず今日に至っていますが、最近では5Gとなり悪影響を訴える人が広がっています。その中に集団ストーカー犯罪を訴える方々が、電磁波の悪用、エレクトロニクス・ハラスメント、過敏症＋攻撃被害を叫ぶ方が増えています。</p> <p>日本全国に電磁波過敏症の被害者は5万人、エレクトロニクス・ハラスメントの被害者は2万人点在していると言われていています。それに対し行政は不知で対策を考えていません。そこで国に対し調査（専門調査研究部門を設置）と対策、（診断を出せる医師育成）保護支援、（保障制度、公的保険の適用）及び法改正・法整備を求めます。</p> <p>&lt;電磁波過敏症&gt;</p> <p>電磁波に関する国会質問、2013年、民主党政権時、自民党の議員が「電磁波に関する質問主意書」を提出しました。その内容は以下のようなものです。</p> <p>私たちの身の回りには、目に見えない電磁波が飛び交っており、携帯電話、ワイヤレスブロードバンドなどの普及により電磁波の量は飛躍的に増加していると考えられ、それについてこれらの電磁波が健康に影響をおよぼしているのではないかと不安を感じている人が増加しています。特に携帯電話やワイヤレスブロードバンドの基地局から発せられる高周波の電磁波に対しては、その安全性について疑問の声があがっています。</p> <p>●海外の電磁波に対する法整備等<br/>■欧州諸国では、電磁波過敏症は社会的</p> |

— . . . —

# 陳

# 情

— . . . —

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年 月 日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨  |
|----------|--------------|-----|-------|--|
|          |              |     |       | <p>に認知されつつあり、公的保険の対象として治療が受けられます。</p> <p>■アメリカでも電磁波過敏症の専門医が患者のケアを行っています。</p> <p>■スウェーデンのストックホルム市では、自治体が電磁波過敏症の発症者に対し、より電磁波漏えいの少ない電化製品への交換や、遮断フィルムを貼ったり塗料を塗ったりといったリフォーム費用を負担または補助しており、さらに、電磁波過敏症の発症者が働き続けられるように雇用主にも対策を求めています。</p> <p>■欧米では疫学調査に基づき、低周波の規制値を4～10ミリガウスまでとしているのに対し、日本では1000ミリガウスとしています。</p> <p>■世界保健機構は、低周波の新環境保健基準を発表し、この中で4ミリガウス以上での小児白血病のリスクを認めています。</p> <p>■高周波の規制値は、欧州などでは1平方センチメートルあたり0.1～10マイクロワットとされているのに対し、日本は1000マイクロワットとされています。欧州等のように予防原則の立場からより厳しい規制に改める必要があります。</p> <p>■携帯電話の電磁波を規制する動きとして、比吸収率（SAR）という安全基準が設けられています。フランスの法律では「フランス国内で販売される全ての携帯電話は、比吸収率（SAR）をフランス語で明確に表示しなければなりません。また、通話中の頭部への電波曝露を制限する付属品の使用推奨にも言及しなければなりません。」とされています。日本でも総務省令により、毎キログラム当たり2ワットの許容値を満たすことが義務づけられてはいるが、一般的にこの比吸収率（SAR）について知られていないのが現状です。携帯電話購入の際の検討要素として、この比吸収率（SAR）もより周知されるようにすべきです。</p> <p>■フランスでは、電磁波による子供の健康への影響を考慮して「保険省は、6歳以下の子供向けの電波放射機器の販売</p> |

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨   |
|----------|------------|-----|-------|---|
|          |            |     |       | <p>または無料配布を禁止する法律を制定することができます。」と法律で定められています。</p> <p>■ロシアの国立非電離放射線防護委員会は「16歳以下の子供は携帯電話を使うべきではない」と述べています。</p> <p>■イギリスの国立放射線防護委員会は「8歳未満の子供には携帯電話を使わせないように」、カナダのトロント市公衆衛生局は「8歳以下の子供たちには固定電話を」、アイルランドのアイルランド医師環境協会は「16歳以下の子供には携帯電話を使用させないように」と、携帯電話の子供たちの体への影響を考慮した規制・勧告・要請を行っています。</p> <p>◎国内での条例</p> <p>岩手県滝沢村では、電磁波や低周波による影響などの調査研究や規制について「滝沢村環境基本条例」が施行されており、全国の他の市町村においても、携帯話基地局の設置に関する条例などが施行されています。</p> <p>これら海外の規制値等を政府に質問していましたが、翌年政権交代し、この質問以降も変化が見られず電磁波の健康への悪影響は忘れられています。</p> <p>&lt;電磁波悪用&gt;</p> <p>その後、更に5G、6Gと電磁波の量も増え、人々への健康被害も増え続けています。海外では体調不良を訴える電磁波悪用攻撃のハバナ症候群の報告と法整備がなされ、医師の検診も受けられ、保険も使用できる流れになっています。</p> <p>また昨年5月アメリカのコロラド州、7月にカリフォルニア州にて、人権法案として「脳データ」悪用を禁じる法案が採決されました。これも電磁波を使用し人の脳データを採取するもので、さらにそれが売り買いされているというものです。</p> <p>衛生からのGPSと携帯基地局による位置情報と脳データの悪用で、人々を監視</p> |

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨  |
|----------|------------|-----|-------|--|
|          |            |     |       | <p>しマインドコントロールまでできると、2017年には共産党議員が国会質問でエドワード・スノーデンのファイルを引用し、政府がエックス・キー・スコアという生体情報から監視するシステムを米国企業から購入し、防衛省情報本部電波部に渡し、警察と個人情報とを共有しているということを質問していますが、政府の回答は「出所不明の文章」として答えませんでした。</p> <p>2025年現在、米国ではトランプ政権が再度誕生しスノーデンが恩赦される方向で進められているようで、出所不明も明らかな出所の文章として認識される時期も近づいています。</p> <p>ここに一般市民の電磁波被害者として電磁波過敏症と電磁波による悪用(エレクトロニクス・ハラスメント)の調査、対策、法整備について陳情します。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>② 電磁波過敏症、電磁波被害の専門医の設置、公的保険の適用を推進願います。</p> |

※項目①，③，④は、地方創生産業委員会に分割付託している。

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○厚生環境委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名   | 提 出 者        | 要 旨   |
|----------|------------|---|--------------|---|
| 22       | 7. 5. 28   | あはき・柔整<br>広告ガイドラ<br>インの適正か<br>つ積極的な運<br>用を求める陳<br>情 | 奈良県奈良市<br>団体 | <p>(陳情事項)</p> <p>あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が適正かつ積極的に運用される事を求める。</p> <p>(陳情の要旨)</p> <p>令和7年2月18日、厚生労働省からあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が公表されました。</p> <p>国民が適切にあん摩マッサージ指圧、はりきゅう、柔道整復の施術を受けるためには施術所のルール順守が重要となります。</p> <p>各法に違反するような広告や、国民に誤解を与えるような広告が施術所の信頼を損ない国民の健康被害に繋がる可能性も否定できません。</p> <p>地域保健法第五条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所を設置している自治体においては、通報対応だけでなく一斉点検や文書配布等の適切な施策によって、保健所によるいわゆるあはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望します。</p> |

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○厚生環境委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名                                    | 提 出 者     | 要 旨   |
|----------|------------|--|-----------|---|
| 24       | 7.6.11     | 調理営業・食品販売業における感染症対策としてのマスク着用の厳格化に関する陳情 | 富山市<br>個人 | <p>食品を取り扱う事業者における感染症対策の一環として、調理・販売・接客従事者すべてに対してマスク着用を義務化し、消費者が安心して利用できる環境を整備するよう求めます。</p> <p>1. 調理営業・食品販売業従事者のマスク着用義務化について条例・指導要綱を整備してください。</p> <p>現在、マスク着用は努力義務または店舗裁量となっており、対応にばらつきがあります。調理スタッフが着用している、ホールスタッフが着用していない、あるいはその逆といった状況が見られ、感染症対策として効果が限定的になります。接触機会の多いホール業務も含めて、すべての業務従事者が一体的にマスクを着用することが感染リスク低減に不可欠です。</p> <p>2. マスク着用の根拠として、無症状感染者の感染力に関する科学的知見を踏まえてください。ノロウイルスやCOVID-19（新型コロナウイルス）などは、無症状であっても他者に感染させる可能性があることが科学的に示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国立感染症研究所によると、ノロウイルス感染者の約3割が無症状でもウイルスを排出。</li> <li>- 厚生労働省の報告では、COVID-19において無症状感染者からの二次感染が確認されており、潜在的感染源となることが明記されています。このような感染症では、症状の有無を問わず、飛沫の拡散を防止する目的でのマスク着用が極めて重要です。</li> </ul> <p>3. 飛沫による食品汚染を防止するための衛生措置として、マスク着用は国際的にも推奨されています。厚生労働省の通知では、食品等事業者におけるマスクの着用は「食品の汚染防止に資する措置」と明記されています。</p> |

-----

# 陳

# 情

-----

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年 月 日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨  |
|----------|--------------|-----|-------|--|
|          |              |     |       | <p>また、FAO/WHOが定める食品衛生の国際基準（Codex）においても、作業者のマスク着用はHACCPに基づく衛生管理の一環として推奨されています。</p> <p>4. 実施店舗の明示や啓発活動もあわせて求めます。消費者が感染症対策の実施状況を判断できるよう、マスク着用実施店舗の表示制度（例：ステッカーの配布）を導入し、あわせて事業者向けのガイドラインの策定と周知徹底をお願いします。</p> |

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○厚生環境委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名   | 提 出 者     | 要 旨   |
|----------|------------|---|-----------|---|
| 25       | 7.6.11     | 新型コロナウイルス感染症<br>罹患後症状<br>(後遺症) 支<br>援体制構築に<br>関する陳情 | 富山市<br>個人 | <p>新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に罹患した後、長期にわたって症状が継続・再発する、いわゆる「罹患後症状 (後遺症、Long COVID)」に苦しむ方々が、全国的に多数確認されています。これらの症状には、全身倦怠感、記憶障害、集中力・認知機能の低下、動悸、呼吸困難、睡眠障害などがあり、日常生活や就労に深刻な影響を及ぼしています。</p> <p>しかしながら、こうした症状は多岐にわたるうえに個人差も大きく、現時点では明確な診断基準が確立されておらず、医療機関で適切な診断を受けられないケースも少なくありません。仮に後遺症と診断されたとしても、根本的な治療法は未確立であり、長期にわたって症状が持続する中で、患者やその家族は精神的・経済的に追い詰められています。</p> <p>現在、こうした罹患後症状に対応する公的支援体制は十分とは言えず、多くの当事者が支援の網から漏れ、孤立を深めています。このような状況を踏まえ、貴自治体におかれましては、以下の施策について早急にご検討・実施くださいますよう強くお願い申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の後遺症は、単なる「感染後の一時的な不調」にとどまらず、生活の質 (QOL) や就労継続を深刻に脅かす社会課題となっています。にもかかわらず、罹患後症状に対応する支援体制はなお発展途上にあり、住民が適切な医療・福祉・経済的支援にたどり着けない現実があります。本紙で挙げた施策は、罹患後症状に苦しむ方々が安心して暮らし、回復に向けた支援を受けられる環境を整えるために不可欠な基盤です。貴自治体の温かいご理解と迅速なご対応を、心よりお願い申し上げます。</p> <p>1. 専門相談窓口の設置</p> <p>罹患後症状に関する専用の相談窓口を設置し、対面・電話・オンラインなど多</p> |



○厚生環境委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名                                   | 提 出 者     | 要 旨  |
|----------|------------|---------------------------------------|-----------|--|
| 26       | 7. 6. 11   | 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大注意報・警報制度の創設に関する陳情 | 富山市<br>個人 | <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に備え、住民が適切な行動をとれるよう、感染状況に応じた注意報・警報制度の創設を求めます。</p> <p>COVID-19の流行は今後も波のように繰り返されることが想定されており、社会のリスク管理能力が問われています。特に教育機関や高齢者施設など、感染拡大の起点や被害の集中が懸念される現場において、早期の情報提供は極めて重要です。感染症への備えを「個人任せ」にせず、行政が適切な情報を段階的に示すことで、住民の自律的な行動と地域社会全体の安全が守られます。</p> <p>以上の趣旨をご理解いただき、これらの内容を速やかにご検討・実現くださるよう強くお願い申し上げます。</p> <p>1. 新型コロナウイルス感染症に特化した注意報・警報制度の創設</p> <p>富山県においては、インフルエンザなど他の感染症に対する警報・注意報制度は整備されているものの、COVID-19については対象外となっています。かつて運用されていた「富山アラート」のように、地域の感染状況に応じた段階的な注意喚起が可能な制度を再整備してください。</p> <p>2. 感染拡大の初動を捉える基準の整備</p> <p>注意報・警報の発出にあたっては、以下の指標を組み合わせて柔軟に運用できるようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国内外の感染拡大状況</li> <li>- 定点あたり報告数（特に小児科・内科）</li> <li>- 医療機関の病床使用率・入院患者数</li> <li>- 高齢者施設や教育機関（保育所・小中高校等）での集団感染の発生状況</li> <li>- 救急搬送困難事例の件数</li> </ul> <p>特に、教育機関は無症状・軽症の感染者が多く集まる場であり、家庭や地域への感染拡大の起点となりうるため、早期に兆候を捉え、学校現場でも対応可能な情報提供体制が必要です。</p> |

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年 月 日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨   |
|----------|--------------|-----|-------|---|
|          |              |     |       | <p>3. 効果的な情報発信体制の構築<br/>           注意報・警報の発出時には、以下の手段を活用して県民に広く伝えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 県公式サイト・SNS・メール配信・防災無線等の多層的なメディア活用</li> <li>- 市町村、教育委員会、保育施設、福祉施設等への即時連絡</li> <li>- 誰にとっても理解しやすい色分けや段階表示の導入（例：「レベル1：注意」「レベル2：警戒」等）</li> </ul> <p>4. 国や他自治体との連携・制度の恒常化</p> <p>この制度を独自で導入するだけでなく、都道府県や国に対しても、COVID-19を含む注意報・警報制度の整備を要請してください。また、本制度は今後の新興感染症にも対応可能なよう、恒常的な仕組みとして整備し、法律や条例上の位置付けも検討してください。</p> |

○厚生環境委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名                                | 提 出 者     | 要 旨  |
|----------|------------|------------------------------------|-----------|--|
| 27-3     | 7. 6. 11   | 学校園における新型コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情 | 富山市<br>個人 | <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2020年の流行開始から現在に至るまで完全な終息には至っておらず、特にオミクロン株以降の反復感染や、子どもにおける長期的後遺症（いわゆる「Long COVID」）の懸念が報告されています。小児・児童・生徒の健康への影響は決して軽視できず、学校や保育所など、子どもたちが長時間集団で生活する空間は、感染症の集団発生が起りやすい高リスク環境であることが、これまでの事例からも明らかです。</p> <p>このような状況下で、学校園における感染症対策の強化および常設化は、子どもたちの健康を守ると同時に、家庭や地域社会全体の安全確保にも資するものであり、喫緊の課題です。とりわけ、感染経路を遮断するためのマスク着用、室内空気の清浄化、適切な換気の確保、そしてワクチン接種環境の整備は、国際的にも有効性が認められている基本的な対策です。</p> <p>これらを踏まえ、下記の施策を速やかに制度化・実施されるよう強く求めます。</p> <p>4. 小児・児童・生徒向けワクチン接種体制の拡充</p> <p>ワクチン接種を希望する児童・生徒およびその保護者が、接種の機会を公平かつ円滑に得られるよう、地域の小児科・医療機関との連携を強化し、学校園における集団接種の導入や休日接種枠の拡充など、柔軟な施策を講じてください。</p> |

※項目 1～3 は経営企画委員会、教育警務委員会に分割付託している。

- . . . -                      陳                      情                      - . . . -

○厚生環境委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名                                  | 提 出 者     | 要 旨  |
|----------|------------|--------------------------------------|-----------|--|
| 28       | 7.6.11     | 新型コロナウイルスワクチンの定期化および費用補助の全世代拡充に関する陳情 | 富山市<br>個人 | <p>現在、新型コロナウイルスワクチンの定期接種は高齢者に限定されており、接種費用についても一部の補助にとどまっています。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は全年齢層に影響を及ぼし、重篤な症状や長期的な後遺症（いわゆる「Long COVID」）を引き起こすことが確認されています。科学的知見と公衆衛生の観点から、以下の事項を強く要望いたします。</p> <p>1. 新型コロナウイルスワクチンの定期接種対象を全年齢層に拡大すること<br/> COVID-19は高齢者のみならず、成人や子どもにも感染し、長期的な健康被害をもたらします。罹患後症状としては全身倦怠感、記憶障害、認知機能の低下、集中力の低下、動悸などが報告されており、日常生活だけでなく学業や労働にも深刻な影響を及ぼします。<br/> こうした健康被害による労働力の損失を防ぐことは経済の安定にも資するものです。</p> <p>2. ワクチン接種費用の補助対象を全年齢層に拡充すること<br/> 自己負担額が高額である場合、経済的な理由から接種を控える人が増えることが懸念されます。その結果、新型コロナウイルスのみならず、インフルエンザや麻しんといった他の感染症への対応も不十分となり、社会全体の公衆衛生に悪影響を及ぼすおそれがあります。費用補助の拡充により、接種の機会を公平に提供することが求められます。<br/> 厚生労働省の資料によれば、令和6年度の定期接種における標準的な接種費用は7,000円とされており、低所得者に関しては接種費用を無料とする措置が講じられていますが、その他の年齢層への補助については明確な方針が示されていません。</p> <p>3. 他の感染症ワクチンと併せた予防接種の重要性に関する周知・啓発の強化<br/> 予防接種の意義を広く周知し、接種率</p> |

-----

# 陳

# 情

-----

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年 月 日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨  |
|----------|--------------|-----|-------|--|
|          |              |     |       | <p>の向上を図ることが、ウイルスの流行抑制や重症化の防止につながります。特に、全年齢層に対して定期接種を実施することは、集団免疫の獲得を促し、医療機関への負担軽減にも寄与します。</p> <p>厚生労働省は、ワクチンの接種により個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、医療提供体制への負担を軽減することを目的としています。</p> |

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○厚生環境委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名                                      | 提 出 者     | 要 旨   |
|----------|------------|--|-----------|---|
| 29       | 7.6.11     | 新型コロナウイルスの過小評価を正し、感染対策および公衆衛生意識の強化を求める陳情 | 富山市<br>個人 | <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する社会の過小評価は、現在も続く甚大な被害を看過させるだけでなく、他の感染症対策の放棄や、公衆衛生全体への意識低下を招いています。私たちはこれを深く憂慮し、科学的根拠に基づいた感染症対策と、住民の健康を守る公衆衛生活動の再強化を求めるものです。</p> <p>私たちは、新型コロナウイルスに対する過小評価が社会全体に深刻な影響を与えている現状に強い危機感を抱いています。</p> <p>貴議会におかれましては、科学的知見と住民の命を最優先に据えた政策立案と対策強化を、強く要望いたします。</p> <p>1. 2023年5月以降の1年間におけるCOVID-19による死者数は32,576人で、同年の交通事故死（2,663人）の約12倍です。累計死者数は13万人を超え、依然として深刻な脅威です。交通事故と比較してもその深刻さは明らかであり、社会的な優先順位の見直しが必要です。</p> <p>2. 感染は現在も続いており、「コロナ明け」「終息」などの言説は誤っています。このような言説が行政や教育現場にまで浸透し、感染対策の放棄や誤った情報の流布を招いています。議会として、こうした社会的誤解を正す責任があります。</p> <p>3. COVID-19は決して「軽症で済む風邪」ではなく、以下のような深刻な問題を引き起こします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 無症状であっても他人に感染させる感染力を持つ</li> <li>- 無症状感染であっても後遺症（ロングCOVID）が発生する可能性がある</li> <li>- 再感染を繰り返すほど後遺症を発症しやすくなると報告されている</li> <li>- 後遺症には、呼吸器症状、慢性疲労、心臓・血管障害、記憶力や集中力の低下（ブレインフォグ）などが含まれ、</li> </ul> |

— . . . . —

# 陳

# 情

— . . . . —

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年 月 日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨   |
|----------|--------------|-----|-------|---|
|          |              |     |       | <p>日常生活や労働・学習に深刻な影響を与える</p> <p>— 感染は全年齢層で発生しており、「高齢者や基礎疾患のある人」のみに限定される問題ではない</p> <p>これらの科学的知見を住民に周知し、政策に反映させることを強く求めます。</p> <p>4. 感染症による労働力の減少や消費の停滞、さらには後遺症による長期療養の増加は、経済活動に深刻な打撃を与えます。また、感染の蔓延は医療費の増大を通じて自治体や国の財政を圧迫します。感染対策を「経済の敵」とするのは誤りであり、持続可能な経済のためにも感染制御が必要です。</p> <p>5. 「マスク」という言葉を避けて「咳エチケット」などの表現に置き換える動きは、感染対策の本質を曖昧にするものです。咳エチケットは2020年当初、マスクの供給が不安定だった際の緊急避難的な対応であり、現在では明らかに不適切です。マスクはエアロゾル・飛沫による感染を防ぐ有効な手段であり、その効果は科学的に確立されています。曖昧な表現の使用を中止し、「マスクの着用」を明確に推奨してください。</p> |

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○厚生環境委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名                        | 提 出 者                  | 要 旨  |
|----------|------------|----------------------------|------------------------|--|
| 30-3     | 7. 6. 17   | 杜撰68号 県民会館前バス乗降者の危険に係る陳情書再 | 富山市八尾町黒田544-2<br>松永 定夫 | <p>陳情の趣旨</p> <p>県庁に隣接している県民会館前バス停留所が県庁駐車場及び県民会館の駐車場の満車状態が生じた場合には恒常的に渋滞車両の影響でバスが1車線に停車出来ない為、やむを得ずに2車線に停車を行い、乗客の乗降に危険が今もって、生じることが容易に推察出来る事柄です。私も昨今、同渋滞車両の1台の車両に成り、3分程度、1車線へのバスの停車を妨げた。</p> <p>県民に係る交通安全確保が緊急の課題です。</p> <p>陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一昨年の2月の定例県議会陳情でも陳情理由に「富山中央警察署交通課長は、富山市から車両の渋滞に係る対応要請が無い。及び110番通報については対応する。と答えています。」などと警鐘したところ、今般、再び市役所とは対向車線で同じ様な事態が発生することは想定出来ることである。</li> <li>2. 昨今、県広報課（県民の声窓口）へ同上予見できる事故の未然防止の為、当該担者の県民会館及び県管財課の職員を複数回呼び、指摘してきたところである。</li> <li>3. 県知事政策局新任広報課長、財産管理室室長、県民会館事務局次長並びに富山県警察交通部長、首席参事官、参事官、規制課長など交通安全に係る重責を担って頂かねばならない本年度要職の新任の管理者においては、縦割り行政の弊害から脱して、県民の交通安全配慮義務について積極的に関与する様お願いいたします。</li> </ol> <p>これによって、日本国憲法第15条第2項「すべての公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」を履行頂けるものと確言いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 歴代の県知事はそろって県民の安心、安全を歌い文句にしているところ、当該関係者らは自らに職責が無い</li> </ol> |



○地方創生産業委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名 | 提 出 者             | 要 旨   |
|----------|------------|-----|-------------------|---|
| 20-2     | 7. 5. 20   | 陳情書 | 東京都<br>八王子市<br>団体 | <p>電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求めます。</p> <p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>スマートフォンが普及し、今から15年前に国会でも質問された電磁波の人体への悪影響、電磁波過敏症に関して一向に法整備なく対策もせず今日に至っていますが、最近では5Gとなり悪影響を訴える人が広がっています。その中に集団ストーカー犯罪を訴える方々が、電磁波の悪用、エレクトロニクス・ハラスメント、過敏症＋攻撃被害を叫ぶ方が増えています。</p> <p>日本全国に電磁波過敏症の被害者は5万人、エレクトロニクス・ハラスメントの被害者は2万人点在していると言われていて、それに対し行政は不知で対策を考えていません。そこで国に対し調査（専門調査研究部門を設置）と対策、（診断を出せる医師育成）保護支援、（保障制度、公的保険の適用）及び法改正・法整備を求めます。</p> <p>&lt;電磁波過敏症&gt;</p> <p>電磁波に関する国会質問、2013年、民主党政権時、自民党の議員が「電磁波に関する質問主意書」を提出しました。その内容は以下のようなものです。</p> <p>私たちの身の回りには、目に見えない電磁波が飛び交っており、携帯電話、ワイヤレスブロードバンドなどの普及により電磁波の量は飛躍的に増加していると考えられ、それについてこれらの電磁波が健康に影響をおよぼしているのではないかと不安を感じている人が増加しています。特に携帯電話やワイヤレスブロードバンドの基地局から発せられる高周波の電磁波に対しては、その安全性について疑問の声があがっています。</p> <p>●海外の電磁波に対する法整備等<br/>■欧州諸国では、電磁波過敏症は社会的</p> |

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨  |
|----------|------------|-----|-------|--|
|          |            |     |       | <p>に認知されつつあり、公的保険の対象として治療が受けられます。</p> <p>■アメリカでも電磁波過敏症の専門医が患者のケアを行っています。</p> <p>■スウェーデンのストックホルム市では、自治体が電磁波過敏症の発症者に対し、より電磁波漏えいの少ない電化製品への交換や、遮断フィルムを貼ったり塗料を塗ったりといったリフォーム費用を負担または補助しており、さらに、電磁波過敏症の発症者が働き続けられるように雇用主にも対策を求めています。</p> <p>■欧米では疫学調査に基づき、低周波の規制値を4～10ミリガウスまでとしているのに対し、日本では1000ミリガウスとしています。</p> <p>■世界保健機構は、低周波の新環境保健基準を発表し、この中で4ミリガウス以上での小児白血病のリスクを認めています。</p> <p>■高周波の規制値は、欧州などでは1平方センチメートルあたり0.1～10マイクロワットとされているのに対し、日本は1000マイクロワットとされています。欧州等のように予防原則の立場からより厳しい規制に改める必要があります。</p> <p>■携帯電話の電磁波を規制する動きとして、比吸収率（SAR）という安全基準が設けられています。フランスの法律では「フランス国内で販売される全ての携帯電話は、比吸収率（SAR）をフランス語で明確に表示しなければなりません。また、通話中の頭部への電波曝露を制限する付属品の使用推奨にも言及しなければなりません。」とされています。日本でも総務省令により、毎キログラム当たり2ワットの許容値を満たすことが義務づけられてはいるが、一般的にこの比吸収率（SAR）について知られていないのが現状です。携帯電話購入の際の検討要素として、この比吸収率（SAR）もより周知されるようにすべきです。</p> <p>■フランスでは、電磁波による子供の健康への影響を考慮して「保険省は、6歳以下の子供向けの電波放射機器の販売</p> |

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨  |
|----------|------------|-----|-------|--|
|          |            |     |       | <p>または無料配布を禁止する法律を制定することができます。」と法律で定められています。</p> <p>■ロシアの国立非電離放射線防護委員会は「16歳以下の子供は携帯電話を使うべきではない」と述べています。</p> <p>■イギリスの国立放射線防護委員会は「8歳未満の子供には携帯電話を使わせないように」、カナダのトロント市公衆衛生局は「8歳以下の子供たちには固定電話を」、アイルランドのアイルランド医師環境協会は「16歳以下の子供には携帯電話を使用させないように」と、携帯電話の子供たちの体への影響を考慮した規制・勧告・要請を行っています。</p> <p>◎国内での条例</p> <p>岩手県滝沢村では、電磁波や低周波による影響などの調査研究や規制について「滝沢村環境基本条例」が施行されており、全国の他の市町村においても、携帯電話基地局の設置に関する条例などが施行されています。</p> <p>これら海外の規制値等を政府に質問していましたが、翌年政権交代し、この質問以降も変化が見られず電磁波の健康への悪影響は忘れられています。</p> <p>&lt;電磁波悪用&gt;</p> <p>その後、更に5G、6Gと電磁波の量も増え、人々への健康被害も増え続けています。海外では体調不良を訴える電磁波悪用攻撃のハバナ症候群の報告と法整備がなされ、医師の検診も受けられ、保険も使用できる流れになっています。</p> <p>また昨年5月アメリカのコロラド州、7月にカリフォルニア州にて、人権法案として「脳データ」悪用を禁じる法案が採決されました。これも電磁波を使用し人の脳データを採取するもので、さらにそれが売り買いされているというものです。</p> <p>衛生からのGPSと携帯基地局による位置情報と脳データの悪用で、人々を監視</p> |

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名 | 提 出 者 | 要 旨   |
|----------|------------|-----|-------|---|
|          |            |     |       | <p>しマインドコントロールまでできると、2017年には共産党議員が国会質問でエドワード・スノーデンのファイルを引用し、政府がエックス・キー・スコアという生体情報から監視するシステムを米国企業から購入し、防衛省情報本部電波部に渡し、警察と個人情報とを共有しているということを質問していますが、政府の回答は「出所不明の文章」として答えませんでした。</p> <p>2025年現在、米国ではトランプ政権が再度誕生しスノーデンが恩赦される方向で進められているようで、出所不明も明らかな出所の文章として認識される時期も近づいています。</p> <p>ここに一般市民の電磁波被害者として電磁波過敏症と電磁波による悪用(エレクトロニクス・ハラスメント)の調査、対策、法整備について陳情します。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>① 行政で電磁波の人体への悪影響の調査、エレクトロニクス・ハラスメント対策チーム設置(測定と発生元特定)、保護と周知を求めます。</p> <p>③ 地域内の携帯基地局の所在地を明記し市民に知らせてください。</p> <p>④ 海外の規制値と国内の規制値を比べ、なぜ現在大きな隔たりがあるのかを調べ、電磁波の人体への影響を考慮し、(特に子供達の身体への影響)危機意識の高い国々の水準に法改正を日本政府に訴えるよう求めます。</p> |

※項目②は、厚生環境委員会に分割付託している。

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○議会運営委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年 月 日 | 件 名                                 | 提 出 者        | 要 旨  |
|----------|--------------|-------------------------------------|--------------|--|
| 18       | 7. 5. 2      | 国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情書 | 愛知県安城市<br>団体 | <p>陳情の要旨</p> <p>現在、防衛力強化の一環として、軍事装備品を求める要求が多数出ています。しかし、去年のコメ不足で日本中が大騒ぎ、いかに日本の食の、安全、安心の政策は砂上の楼閣であると感じました。</p> <p>この為、国に対し有事の際、国民が一年間食する事が出来るように、食糧の備蓄を大幅に増やし、食糧備蓄の予算は、防衛関連予算から出すことを求める意見書の提出をお願いする次第です。</p> <p>陳情の理由</p> <p>現在、国内では反撃能力を高める取り組みが進んでいます。しかし、去年の夏、自然災害が多発する状況を目の当たりにした市民は、各家庭でお米を余分に購入、又新規参入者はお米の買い占めに奔走、この為、スーパー、コメ専門取り扱い業者間で、コメ不足が発生、この状況がマスコミから国内の消費者に喧伝されました。このような状況下から、令和のコメ騒動が発生したと思われます。</p> <p>しかも、日本の（令和5年度、農林水産省 出典：食料、農業、農村白書）食料自給率は38%と先進国では最も低い食料自給率です。</p> <p>よって、有事に備える為、国民が一年間食する事が出来るように食糧の備蓄を大幅に増やすことが必要であり、趣旨のとおり陳情するものです。</p> |

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○議会運営委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名                        | 提 出 者                  | 要 旨  |
|----------|------------|----------------------------|------------------------|--|
| 30-4     | 7. 6. 17   | 杜撰68号 県民会館前バス乗降者の危険に係る陳情書再 | 富山市八尾町黒田544-2<br>松永 定夫 | <p>陳情の趣旨</p> <p>県庁に隣接している県民会館前バス停留所が県庁駐車場及び県民会館の駐車場の満車状態が生じた場合には恒常的に渋滞車両の影響でバスが1車線に停車出来ない為、やむを得ずに2車線に停車を行い、乗客の乗降に危険が今もって、生じることが容易に推察出来る事柄です。私も昨今、同渋滞車両の1台の車両に成り、3分程度、1車線へのバスの停車を妨げた。</p> <p>県民に係る交通安全確保が緊急の課題です。</p> <p>陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一昨年の2月の定例県議会陳情でも陳情理由に「富山中央警察署交通課長は、富山市から車両の渋滞に係る対応要請が無い。及び110番通報については対応する。と答えています。」などと警鐘したところ、今般、再び市役所とは対向車線で同じ様な事態が発生することは想定出来ることである。</li> <li>2. 昨今、県広報課（県民の声窓口）へ同上予見できる事故の未然防止の為、当該担者の県民会館及び県管財課の職員を複数回呼び、指摘してきたところである。</li> <li>3. 県知事政策局新任広報課長、財産管理室室長、県民会館事務局次長並びに富山県警察交通部長、首席参事官、参事官、規制課長など交通安全に係る重責を担って頂かねばならない本年度要職の新任の管理者においては、縦割り行政の弊害から脱して、県民の交通安全配慮義務について積極的に関与する様お願いいたします。</li> </ol> <p>これによって、日本国憲法第15条第2項「すべての公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」を履行頂けるものと確言いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 歴代の県知事はそろって県民の安心、安全を歌い文句にしているところ、当該関係者らは自らに職責が無い</li> </ol> |



- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○議会運営委員会

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年月日 | 件 名            | 提 出 者                          | 要 旨   |
|----------|------------|----------------|--------------------------------|---|
| 31-2     | 7. 6. 17   | 杜撰69号 県情報公開の危機 | 富山市八尾町<br>黒田544-2<br><br>松永 定夫 | <p>陳情の趣旨<br/>           県情報公開条例施行規則に反した行政運用が行われていること、「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であること」が阻害されている。</p> <p>陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本年度に入り、県情報公開室が公文書開示請求を受け取った内、8件の請求分が、富山県公安委員会及び富山県警察本部長宛て部署に届いていなかった。更には申請者への開示通知期限が過ぎ去っている故に、県警察情報公開室は、当該公文書開示請求書を受け取ることが出来ない結果から、再び同申請者は県警察に再請求を行った。また、同様に県教委への公文書開示請求についても4月30日付けで請求したものが6月10日に成っても届いていない等失態が多発した。</li> <li>2. 同上公文書開示請求の中には、給特法改定に係る国会質疑内容と実際の教員超過勤務実態について緊急に閲覧を要する内容であり、知る権利の妨げとなった。</li> <li>3. 以上のことから、富山県警察本部捜査2課は、県民からの告訴事実である、「富山県知事部局や県教育委員会他、県公安委員会、県警察などへの公文書公開請求に係るその閲覧委において、著しい遅延が生じて、県民の権利の行使を妨害された事実。」を以て告訴状を受理しました。陳情の要旨</li> </ol> <p>2. 武田慎一議長があいさつで述べられています「皆様に信頼され、期待される議会となるよう、最大限の努力をしております。」を私は期待しております。</p> <p>県知事・県議会議員各位へは、同趣旨にご理解いただき当該関係の知事部局及び県警察において、有るべき姿について範を示していただきます様お願いいたします。</p> |

— . — . —

陳

情

— . — . —

※要旨 1 は経営企画委員会に分割付託している。